



組合員活動保障

事由	1 組合員活動を支えるためのケア	2 組合員活動のため車を乗り合わせてきたときのケア	3 エコぴよん託児(集団託児)
			※エコぴよん託児の利用方法は18頁を参照
事象	組合員活動時に身近なエココロ共済加入者に託児等のケアをしてもらったとき	組合員活動に参加するため、車で一緒に乗り合わせてきたとき	組合員活動時にエコぴよん託児(集団託児)を利用したとき
保障内容	・ケア金 1ケア 2時間まで 600円 2時間超 800円 ※委員会活動に限り、幼稚園・保育園の延長保育も対象(委員本人が活動時間を調整できない会議、および委員会主催で一斉に行う企画等) 延長保育は600円までの実費	・ケア金 1ケア 片道 200円 往復 400円	・ケア金 ケア者1人につき 2時間まで 1200円 3時間まで 1800円 ※ケア者が会場到着後に託児がキャンセルされた場合は600円をケア金として保障 + 交通費 ・コーディネーター料…300円/回 ※ケア者の決定後のキャンセル時も保障
ケア内容	託児 (託児の場合は、小学6年生以下) 食事作りなど子ども・高齢者等の家族の世話、家事援助	・組合員活動の際、自宅と会場間を車で乗り合わせてきたときの送迎 (申請用紙に主催者の名前、会議名、企画名、会場名を記入)	・託児グループに登録したケア者による託児 ・託児対象年齢は小学2年生以下
限度	生活クラブ加入待機中で、エココロ共済加入の方は保障		
補足	・兄弟の託児は1ケアと扱います。 ・障がいを持っている人が活動(委員会活動・学習会活動等)に参加するときの付き添いも含みます。 ・消費材の荷受け、通常の班会は除く	・家族間の乗り合わせは対象外 ・複数で一緒に車で乗り合わせた場合は、代表で1人が申請し、1ケアと扱います ・単協及びエリア主催の会議・企画が対象 ・陽だまりカレッジ、エコロクラブ主催企画は対象外 ・車両事故時の保障は車の保険を使用となります	・エココロ共済未加入者が託児当日加入した場合も可 ただし、事前の託児予約が必要 ・ケアは単協やエリアで事前に認められた組合員活動を対象とします ・主たる保護者である場合、孫は子どもに準じるものとします
提出書類	申請書 A-1 ※延長保育時の申請の場合は、活動を証明できる委員長との証明と金額の証明書が必要	申請書 A-2	★申請書 A-3 託児会場代の領収書等、支払金額が明記された書類(コピー可) ※託児ケア者が使用する申請書



組合員活動保障

事由	4 活動中の事故で負傷したときの保障とケア	5-1 5-2 活動中の自家用車・バイク・自転車の自損事故・盗難の補償				
事象	組合員活動中に負傷(同行の家族も対象)したとき ①入院もしくは、在宅療養にかかった治療費 ②身近なエコロ共済加入者にケアしてもらったとき	組合員活動中に自家用車、バイク、自転車が ①自損事故を起こしたとき ②盗難にあったとき				
保障内容	① 治療費実費 ② ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円	修理費、買い換え費用にかかった実費				
ケア内容	・入院時の準備・付き添い ・通院時の付き添い ・家族の世話等の家事援助					
限度	ケア金と治療費実費あわせて、 1事由/50,000円限度	1事由 <table><tr><td>車・バイク</td><td>5,000円程度</td></tr><tr><td>自転車</td><td>3,000円程度</td></tr></table>	車・バイク	5,000円程度	自転車	3,000円程度
車・バイク	5,000円程度					
自転車	3,000円程度					
補足	・消費材の受取りの往き帰りの事故は含みません。 ・事故が発生した場合は、すみやかにセンターへ連絡してください ・活動主催者の証明が必要 (申請書証明欄) ・保障対象は、事故発生より10日以内に医療機関に受診を開始したものとします ・組合員同士であっても家族間のケアは対象外	・活動主催者の証明が必要 ・消費材の受取の往き帰りの事故は含みません ・保険使用の場合は対象外				
提出書類	★申請書 A-4 医療機関発行の治療費領収書(コピー可) ※申請書は取り寄せ	★申請書 A-5 修理費明細書、または新規購入の領収書 盗難の場合、警察署の盗難受理番号 ※申請書は取り寄せ				

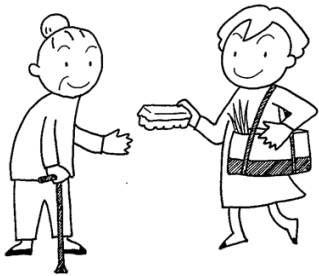


共同購入活動保障

事由	1 消費材の破損・盗難の補償	2 共同購入備品の破損・盗難の補償	3 荷受場所での消費材の破損の後始末の補償
			
事象	消費材が ①破損したとき (家族受取時も含む) ②盗難にあったとき (配達当日の午後9時までの発見)	生活クラブで購入した受取容器を、事故による破損や盗難により、再度購入したとき	荷受場所で消費材を破損(家族受取り時も含む)させ、後始末を行ったとき
保障内容	- 被害実額 (1000円以上、税込) 班値引きありの時は値引き後の金額 1人年3回まで	- 再購入した同一の容器購入代金。 - 同一品がすでになくなっている場合や、価格改定している場合は、同一規格と同等レベルの購入代金を補償。同等よりもレベルアップ品を購入する場合は、元々の購入費用分のみを補償。 - 班の場合: 購入代金 × 班加入率分を補償額とします。	荷受先組合員に対し1回300円を給付
限度	1事由/50,000円限度	1事由/10,000円限度 - 同一品/年1回まで	年3回まで
補足	- 破損は自宅玄関の中に入れるまでの破損です(ただし個配で、玄関内で消費材を受け渡す場合は、受け渡し中のみ保障する)。盗難は荷受場所での盗難です(班の場合は他の組合員の取間違いの有無確認が必要) - 共同購入班は、配達翌日の荷受場所整理中の破損も含みます - 特定できない人や動物による被害も含みます - 破損とは、使用に耐えないものとしします 「盗難は3日以内」「破損は原則3日以内」にセンターへの連絡が必要(土日、休日をまたぐときは、その翌日まで) - ドライアイスの不備、取り忘れによる解凍事故は保障の対象外です。 - 再発防止のための対策を記入してください	- 生活クラブの斡旋した受取容器に限ります (個配用シッパー、牛乳ストッカー、冷凍冷蔵用ストッカー、留守宅カバー等) - 破損は事故破損の場合のみです。 (老朽化による劣化破損は対象外) ※班加入率＝ $\frac{\text{班のエッコロ共済加入者数}}{\text{班人数}}$	- 荷受先組合員、および、破損させた組合員、どちらもエコロ共済加入者に限ります - 破損が発生し水道で掃除したときなど、荷受先組合員に対する保障 - 申請は、汚した人など荷受場所以外の組合員が行います - 破損は事故破損の場合のみです。動物の被害は対象外 (人為的被害のみ対象)
提出書類	申請書 B-1		
	配達伝票または集金明細表 (コピー可)	新しく購入した備品の集金明細または集金照合表のコピー	



共同購入活動保障

事由	4-1 消費材配達ケア	4-2 日常的に受取困難な人への共同購入配達ケア
		
事象	消費材を預かってもらったり、配達のケアを受けたとき	日常的に受け取りが困難なために、継続的に配達のケアを受けたとき
保障内容	・ケア金 1回400円	・ケア金 1回300円
ケア内容	・以下の理由で受取困難な時の消費材の預り・配達 1)加入者本人の組合員活動中 2)加入者本人・家族の療養、本人の出産（妊娠から子ども1歳未満まで） 3)加入者の家族の葬儀・葬儀後（2週間） 4)加入者の住宅災害時（生活保障3で対象とする災害時） 5)消費材の受取り困難時（帰省や旅行・仕事など。ペア個配や班荷受での取り忘れ時） ※ 5)は年3回までが限度	・以下の理由で受取困難な時の消費材の預り・配達 1)加入者本人が家族の介護を行うとき 2)加入者本人がハンディキャップ（障がい・慢性疾患）があるとき 3)加入者本人が高齢（65歳以上）であるとき
限度	年間12,000円 （4月～翌年3月分） 2)の出産時は妊娠から子ども1才未満までの期間）	4-1とあわせて、年間15,000円 （4月～翌年3月分）
補足	・事由により受取困難となり手助けが必要な時のケア ・家族で受取りできるときは、家族で行います。	・事由により日常的に受取困難となり手助けが必要な時のケア ・個別配送が開始になっていない地域で、運転免許の返納、持病の悪化により外出困難など、荷受に出かけることが病気や高齢などで困難になった時
提出書類	申請書 B-2	



共同購入活動保障

事由	5 手助けが必要な加入者への消費材申込みサポートケア	6 個配組合員スタート時・新班結成時の受取容器代補助
		
事象	消費材の申込みサポートを受けたとき	個別配送スタート時、新班結成時に、受取容器を購入したとき
保障内容	・ケア金 1回300円	・生活クラブ斡旋の受取容器を購入した場合に補助 個配…代金の半額 班 …2,000円×班加入率
ケア内容	・高齢者(65歳以上)や障がい、ハンディキャップのある加入者が手助けが必要で、共同購入品の申込みを代行してもらった場合 ・カタログを読むのが難しいときに、申込みの手助けをしてもらった場合 ・新加入者が注文方法を教えてもらったとき ・例) カタログやチラシを読んでもらう 注文用紙に記入してもらう インターネット注文をしてもらう 注文の仕方を説明してもらう	
限度	年間限度額 12,000円 (4月～翌年3月分) ・新加入者は、加入から2ヶ月以内に3回まで	・班 上限2,000円(税別) ・個配上限500円(税別)
補足	・新加入者のサポートは、組合員活動時以外の自宅を訪問等してケアした場合	・申請は個配・班開始6ヵ月以内の組合員に限ります。 ・生活クラブの斡旋した受取容器に限ります。 (個配用シッパー、牛乳ストッカー、冷凍冷蔵用ストッカー、留守宅カバー等) ・班加入率 = $\frac{\text{班のエッコロ共済加入者数}}{\text{班人数}}$
提出書類	申請書 B-2	★申請書 B-3 ※申請書は取り寄せ

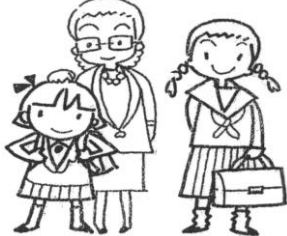


生活保障

事由	1 加入者本人の出産前後のケア	2 加入者本人が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときのケア	3 家族の入院・在宅療養または、介護で付添い・介助するときの加入者へのケア
			
事象	本人が出産前後の療養中に、身近なエッコロ共済加入者にケアをしてもらったとき	本人が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときに、身近なエッコロ共済加入者にケアをしてもらったとき	身近なエッコロ共済加入者にケアをしてもらったとき ①家族が不慮の事故や病気で入院や在宅療養したり、家族の付き添いや介助などをするため、家族のためにケアをしてもらった ②家族の介護をしている時に、家族のためにケアをしてもらった
保障内容	・ケア金 2時間まで600円 2時間超 800円		
ケア内容	・入院時の準備・付き添い ・通院時の付き添い ・家族の世話等の家事援助	・入院時の準備・付き添い ・通院時の付き添い ・家族の世話等の家事援助	・家族の世話等の家事援助
限度	妊娠から子ども1歳未満までの合計で16,000円	生活保障(事由1出産前後のケア以外)の年間の合計で16,000円 (4月～翌年3月分)	
補足	・ケア期間は、出産前から子どもが1歳未満まで	・ケア者1人あたり1日800円が上限 ・ケア時間は、ケア者の負担を考え、できるだけ3時間までにしましょう。	
提出書類	申請書 C-1		



生活保障

事由	4 家族が亡くなったときの加入者へのケア 葬儀に出席するときの加入者へのケア	5 学校(保育園・幼稚園を含む)の活動に参加するためのケア
		
事象	身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき ①家族が亡くなり葬儀を行うときに、家族のためにケアをしてもらった ②葬儀・告別式・通夜に出席する際に、家族のためにケアをしてもらった	学校(幼稚園・保育園含む)の活動に参加するため、身近なエコロ共済加入者に託児ケアをしてもらったとき
保障内容	・ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円	・ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円 ・年8回まで
ケア内容	・家族の世話等の家事援助	・託児 (託児の対象は小学6年生まで)
限度	生活保障(事由1 出産前後のケア以外)の年間の合計で16,000円 (4月～翌年3月分)	
補足	・ケア期間は、事由発生後2週間 ・葬儀に関する家族の範囲は、同居する家族、または別居の3親等以内の親族とします。 行事・儀式そのものの手伝いは保障対象外	・活動の対象は学校行事全般に適用 (草取りなども含む)
	・ケア者1人あたり1日800円が上限。 ・ケア時間は、ケア者の負担を考え、できるだけ3時間までにしましょう。	
提出書類	申請書 C-1	



生活保障

事由	6 リフレッシュケア	7 加入者の住宅災害時のケア
		
事象	・本人がリフレッシュしたとき ①子育て中 ②介護中 ③ハンディキャップのある家族を介助中 ・ハンディキャップをもつ本人が、身近なエコロ共済加入者の介助によりリフレッシュしたとき	居住する住宅が災害にあい、身近なエコロ共済加入者にケアをしてもらったとき
保障内容	・ケア金 2時間まで600円 2時間超 800円 ・年12回まで	・ケア金 2時間まで600円 2時間超 800円
ケア内容	・託児(小学6年生まで) ・介護の必要な家族の見守り ・ハンディキャップを持つ家族の見守り ・ハンディキャップを持つ本人のリフレッシュのための介助	・後片付け、家事援助、家族の世話、託児
限度	生活保障(事由1出産前後ケア以外)の年間の合計で16,000円 (4月～翌年3月分)	
補足	・ボランティア・仕事を理由とした時も対象 ※理由は何でもOKですが申請書に記入して下さい	・加入者の居住する住宅に限ります。 ※消費材の預り・配達のケアは、共同購入活動保障4で申請してください。
提出書類	申請書 C-1	★申請書 C-2 ※申請書は取り寄せ



生活保障

事由	8 日常生活上、困ったときの車の送迎	9 オンラインを利用したケア・サポート
		
事象	日常生活上で、車を使う必要があり、かつ何らかの事情で車が見つからない場合、送迎してもらったとき	エンジェルズがオンライン（Zoom、LINE など）を利用してケア・サポートしたとき
保障内容	・ケア金 200円 （1ケア、往復含む）	・ケア金 200円（ケア者1人につき）
ケア内容	・車での送迎	①依頼者とエンジェルズの面談や打合せ ②話をする ③エンジェルズ主催の子育て世代の集会
限度	・年12回まで	
補足	・理由を申請書に記入してください 例：免許返納、車の故障、ケガで運転できないなど	・申請書はエンジェルズ（子育て支援ケアグループ）が提出 ①～③は30分程度とする
提出書類	申請書 C—3	申請書 C—4